

第3編 保育事業 編

3-1 適用

保育事業とは、保育間伐（環境林整備を含む）、枝打ち、病虫獣害防除をいう。

3-2 保育間伐（環境林整備を含む）

（１）間伐実施に先立ち、以下により選木を行うこと。

①間伐後の成立密度が一定になり残存木が均等な配置となる定性間伐とする。

②枯損木、劣勢木、形質不良木、病虫獣害木、その他欠陥のある立木を優先的に伐採する。

（２）林内環境の急激な変化を抑制するため、特に林縁は過度に伐採しないよう留意すること。

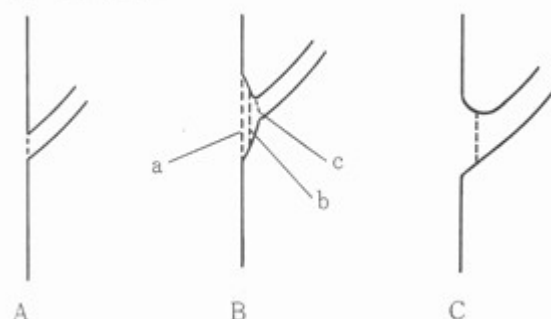
（３）伐倒は、主林木や林地を損傷しないよう丁寧に行い、かかり木を生じないように注意すること。また伐倒後は、必要に応じて枝払や玉切を行い林地に接するようにし、伐倒木の転落など二次災害を招くことがないように静置すること。また、今後の作業の支障とならないようにすること。

ただし、監督者から間伐材利用の指示があったときは、その指示に従うものとする。

3-3 枝打ち

（１）枝打は、常に樹皮が剥げないように、また切断面が平滑になるように行うこと。また、樹幹に傷をつけたり切り欠けを残さないように行うこと。（下図参照）

枝の切断位置



A及びCについては破線的位置

Bについては監督者の指示により a、b、cのいずれかの位置で打つ

（２）枝打対象木の選定及び枝打に当たっては、原則として枯損木、形質不良木、病虫獣害木、その他欠陥のある立木に対しては行わないこと。

（３）打上高については、2 m・4 m・6 mを標準的な高さとし区域を分けて施業することとするが、林内を一律に標準的な高さで枝打ちをするのではなく、個々の立木の生長にあわせて枝打ちを行うこと。また、枯枝払いについては、生枝を打つ際の付帯施業とする。

（４）積雪地域の立木については根曲がりが発生しており、地際からの枝打高とすると通直な部分が短くなるので、枝打高は通直な部分の高さとする。

（５）使用する器具は、鋭利な両刃のナタ及びこれに準ずる刃物または枝打ち用機械等とする。

（６）実施時期について、林木の生長が旺盛な新緑の頃から梅雨明けの時期までは行わないこと。また、厳寒期の作業はできるだけ避けること。

（７）林縁の一例程度は、林内への風の吹込み等による環境変化を和らげるため、極力避けること。

（８）区域内のつる類は、根際より切断し除去するとともに不用樹種で監督職員の指示のあったものは、伐採除去すること。

3-4 病虫獣害防除

(1) 病虫獣害防除は、シカおよびクマによる剥被害の防除を目的としたテープ巻とする。

(2) 巻き付ける対象樹木は原則として形状のよいスギ、ヒノキとする。

なお、今後除伐や保育間伐が見込まれる形状の悪い樹木は巻き付けの対象としない。

(3) 巻き付けの位置(高さ)及び方法は、山手側で樹幹の地際より1.5mの高さまでテープの間隔を20cm程度あけ、らせん状に交錯するように巻き付ける。

なお、シカは谷側の地際を剥皮するので、谷側の地際まで丁寧にテープを巻くこと。

(4) 巻き付けの絞め具合は、樹幹の肥大によりテープの食い込みによる変形を防ぐためあまり強く巻き付けず、テープが滑り落ちない程度に行うものとする。

(5) 使用するテープは、生分解性のものとする。